



水道管の凍結にご注意を

気温がマイナス4度以下になると、防寒の不十分な水道管は凍ったり、破裂したりします。特に屋外でむき出しの場合や建物の日陰、風当たりの強いところなどは注意が必要です。

※水道管が破裂したときはメーターBOX内にあるバルブを閉じ、指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

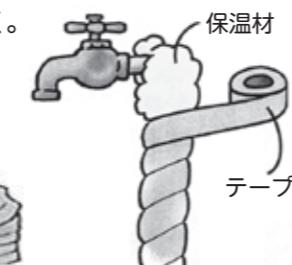
水道管が凍結した場合

- タオルなどをかぶせ、ゆっくりぬるま湯をかけて溶かす。
(急に熱湯をかけると破裂することがある。)



防寒のしかた

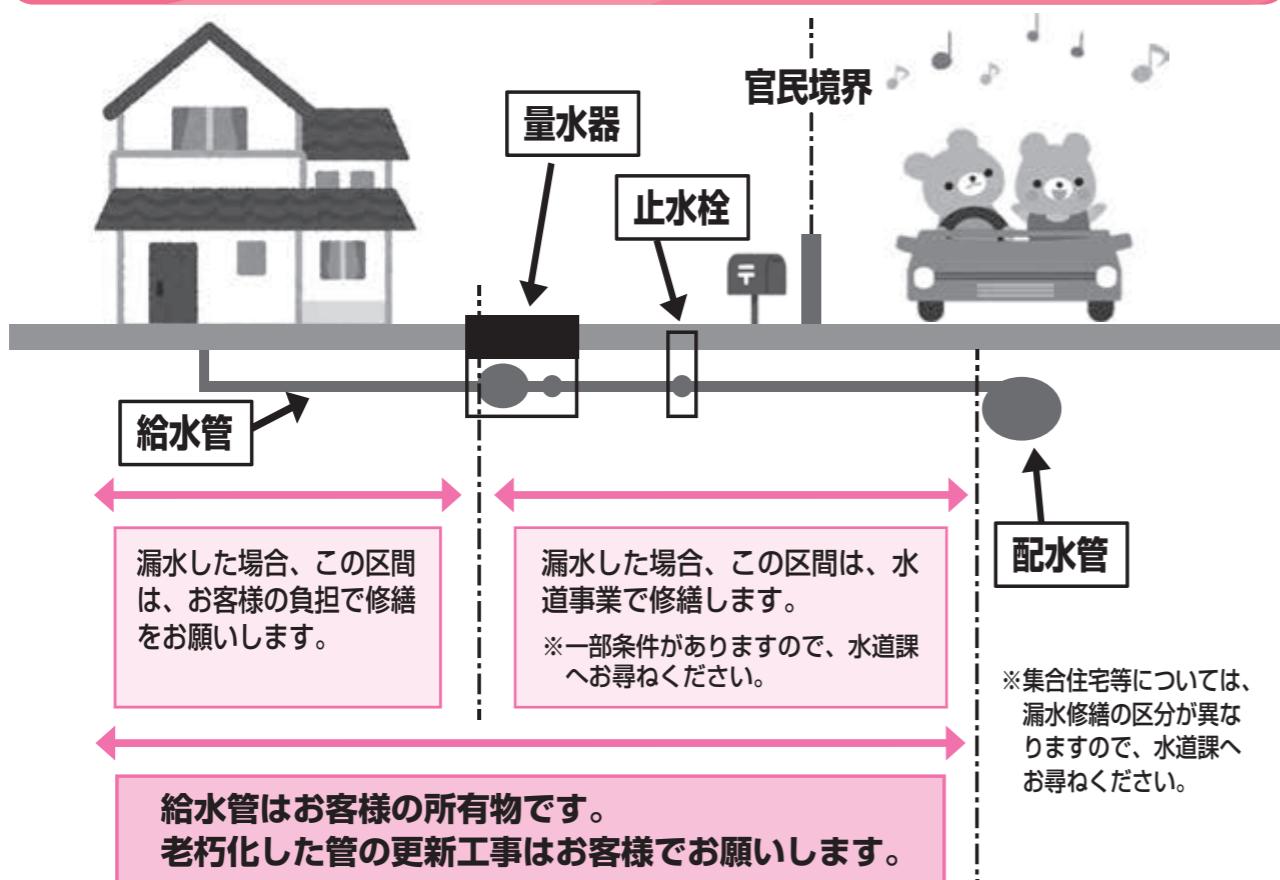
- 保温剤で上まで包んでビニール等を巻く。



- メーターBOXの中に布切れなどを入れ、上にダンボールなどをのせて保温



皆様がお使いになっている給水管の漏水修繕区分について



水道メーター交換にご協力ください

行田市から皆様のお宅に貸与している水道メーターは、計量法の定めにより8年の有効期間に合わせて、取替えを行わなければなりません。

これにより、水道課では有効期間に合わせて定期的に取替作業を実施しています。

※実施の前に、お客様宛に交換に関するハガキを送付しています。

●市が委託した「行田市水道工事業協同組合」が行います。
(身分証を所持しています。)

●立ち合いは不要です。門の施錠や車の移動がある場合などは、対応のご協力をお願いしています。

●交換作業中は、一時的に水が止まります。

●水道メーター周辺を掘らないと交換できない場合においても、ご協力をお願いします。



写真:メーター交換作業中



(参考)メーターBOX内写真

水道メーターを交換する費用は無償です。しかし、交換の際に必要な止水バルブ等の不具合により交換ができない場合は、有償にて修理いただいた後、交換を行います。

お客様の所有物である給水装置はお客様ご自身による管理が義務づけられています。

日頃より適正な管理を行っていただき、円滑な取替作業にご協力をお願いいたします。

